

セルフメディケーションの推進とOTC医薬品の普及について

セルフメディケーションとは、世界保健機関(WHO)において「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されています。検診や予防接種等の取組で健康状態の把握や疾病予防を行い、軽度な不調にはOTC医薬品(薬局、ドラッグストアなどで処方箋なしに購入できる医薬品)を活用することは、健康な状態の維持や医療費の削減にも繋がります。

また、特定の医薬品購入に対する所得税の所得控除を行うことができるセルフメディケーション税制があります。この制度は健康の保持増進や疾病の予防への一定の取り組み(検診や予防接種等)を行っている方で、かつ薬局やドラッグストアで購入した特定の医薬品の年間購入額が12,000円を超える方が適用でき、その超える金額(上限は88,000円)について総所得金額等から控除できます。制度の詳細については厚生労働省のホームページで確認できます。

厚生労働省の
Webページ



セルフメディケーション
税 控除 対象

一部の対象商品には、
パッケージに認識マークが
掲載されています。

国民年金保険料を納めましょう

●問合せ 住民課 内線358

国民年金保険料は20歳から60歳になるまでの40年間納めることになっています。40年欠かさず支払った場合は、「老齢基礎年金」が満額支払われます。しかし、未納期間があるとその期間に応じて減額され、国民年金保険料を納めてない期間が長くなれば長くなるほど、将来もらえる年金額が少なくなります。

また、怪我や病気で障害認定を受けた場合に受け取れる「障害年金」や配偶者を亡くした際に受け取れる「遺族年金」が受け取れなくなることがあります。

老後だけではなく自分や家族に万が一のことが起きた場合についても、十分な備えができなくなってしまうのです。

◎国民年金保険料の納付のご案内◎

年金事務所では、国民年金保険料の納付が確認できていない方に、職員や国民年金推進員が保険料の納付案内や口座振替のお願いなどを行っています。

また、委託をした民間業者から電話による納付のご案内もさせていただいています。これらの納付案内は、土・日・祝日や夜間などにも行っています。

年金事務所や社会保険の職員を名乗った訪問・電話について不審な点がありましたら、所属・氏名をご確認いただき、半田年金事務所(Tel21-2375)にご相談ください。

◎「社会保険料(国民年金)控除証明書」について◎

納めた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として申告するときは、「社会保険料(国民年金)控除証明書」が必要になります(紛失してしまった場合は、控除専用ダイヤル0570-003-004もしくは半田年金事務所にて、再発行の手続きとなります)。

証明書は昨年11月上旬に日本年金機構本部から送付されています。また、昨年10月1日以降に初めて国民年金保険料を納付された方は、2月上旬に送付されます。

社会保険料(国民年金)控除証明書についての問い合わせは半田年金事務所(Tel21-2375)